

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 航空機用ジャッキの修理外1品目
- (2) 履行場所 契約相手方指定場所
- (3) 履行期限 令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け「東海・北陸地域」の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和6年11月19日(火)10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年11月15日(金)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3772 FAX(053)472-7735

担当：三田

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	航空機用ジャッキの修理		浜基LPS-B517043	
			承認	令和 5年10月 5日
			作成	令和 5年10月 5日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部 隊等名	第1航空団整備補給群検査隊			
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>この仕様書は、航空自衛隊浜松基地が保有する航空機用ジャッキの修理について規定する。</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 対象品目</p> <p>修理対象品目は調達要領指定書による。</p> <p>2.2 契約の相手方の受入点検</p> <p>契約の相手方は、この契約に当たり損傷が生じた場合において、その責任の所在を明確にする事を目的とし受入点検を次により実施する。</p> <p>a) 航空機用ジャッキの識別諸元（製造番号、品名）の確認</p> <p>b) 航空機用ジャッキの構造上の損傷、破損、溶接のひび割れ、歪み及び凹みの外観点検</p> <p>2.3 役務場所</p> <p>契約の相手方が指定する場所とする。</p> <p>2.4 作業項目</p> <p>調達要領指定書による。</p> <p>2.5 交換部品</p> <p>調達要領指定書による。</p>				
1				

品名又は件名	航空機用ジャッキの修理
<p>2.6 部品、材料及び器材</p>	
<p>この契約において使用する部品、材料及び器材は契約の相手方が準備するものとし、交換した部品及び材料は契約の相手方において処分する。</p>	
<p>2.7 提出書類</p>	
<p>契約の相手方は役務完了後、作業明細書（任意様式）及び耐荷重試験証明書（任意様式）を1部ずつ作成し、官側に提出する。</p>	
<p>2.8 修理対象品の受け渡し</p>	
<p>浜松基地外において修理する際は、発送（官側による）及び返送（契約相手方による）による受け渡しとし、発送及び返送にかかる送料は、契約の相手方が負担する。</p>	
<p>3 監督・検査</p>	
<p>監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領によるほか、官側による作動試験を受ける。</p>	
<p>4 安全管理</p>	
<p>契約履行中において、故意又は過失により損傷を与えた場合は、契約の相手方の責において修理しなければならない。</p>	
<p>5 その他必要な事項</p>	
<p>この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに、官側に通知するとともに、その指示に従わなければならない。</p>	
<p>2</p>	

調達要領指定書	調達要求番号	435-2										
	調達要求年月日	令和6年10月4日										
	作成部隊	第1航空団整備補給群検査隊										
	作成年月日	令和6年8月30日										
品名	航空機用ジャッキの修理											
仕様書番号	浜基LPS-B517043											
指定事項：												
2.1 対象品目												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>製造メーカー</th> <th>型式</th> <th>製造番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>REGENT</td> <td>985-010</td> <td>0165</td> </tr> </tbody> </table>					番号	製造メーカー	型式	製造番号	1	REGENT	985-010	0165
番号	製造メーカー	型式	製造番号									
1	REGENT	985-010	0165									
2.4 作業項目												
1) オーバーホール												
2) 耐荷重試験												
2.5 交換部品												
・オーバーホール部品 1式												
・キャスター アッシー 1式												

調達要領指定書	調達要求番号	435-3
	調達要求年月日	令和6年10月4日
	作成部隊	第1航空団整備補給群検査隊
	作成年月日	令和6年8月30日
品名	航空機用ジャッキの修理	
仕様書番号	浜基LPS-B517043	

指定事項：

2.1 対象品目

番号	製造メーカー	型式	製造番号
1	REGENT	985-010	0186
2	REGENT	985-010	0187
3	REGENT	985-010	0188

2.4 作業項目

- 1) オーバーホール
- 2) 耐荷重試験

2.5 交換部品

- ・オーバーホール部品 1式